
令和3年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

令和3年12月20日 (月曜日)

議事日程 (3)

令和3年12月20日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第45号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第46号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第47号 芦屋町地域公共交通会議設置条例及び芦屋町バス交通推進協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 第4 議案第48号 令和3年度芦屋町一般会計補正予算 (第4号)
- 第5 議案第49号 令和3年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 第6 議案第50号 令和3年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 第7 議案第51号 令和3年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第3号)
- 第8 発議第9号 農業用水路埋め立てに関する調査特別委員会の設置を求める決議について

追加日程第1 議案第52号 令和3年度芦屋町一般会計補正予算 (第5号)

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 小田 武人	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 辻本 一夫

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	学校教育課長	木本拓也	生涯学習課長	本石美香
ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明	事業課長	新開晴浩

【 傍 聴 者 数 】 13名

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。日程第 1、議案第 45 号から日程第 7、議案第 51 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政副委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政副委員長。

○総務財政常任委員会副委員長 長島 毅君

報告いたします。

芦屋町議会議長、辻本一夫殿、総務財政常任委員会副委員長、長島毅。

総務財政常任委員会、審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 45 号、満場一致、原案可決。

議案第 48 号、満場一致、原案可決。

以上であります。

○議長 辻本 一夫君

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員会委員長 松岡 泉君

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、辻本一夫殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は審査の結果が決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

議案第 46 号、満場一致、原案可決。

議案第 47 号、満場一致、原案可決。

議案第 48 号、満場一致、原案可決。

議案第 49 号、満場一致、原案可決。

議案第50号、満場一致、原案可決。

議案第51号、満場一致、原案可決。

以上であります。

○議長 辻本 一夫君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が別紙のとおり提出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政副委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、総務財政副委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず日程第1、議案第45号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第45号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第45号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第2、議案第46号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第46号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第46号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第3、議案第47号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第47号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第47号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第48号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第48号、令和3年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）に賛成の立場から討論をいたします。

自治体検診データ標準化対応業務委託は、オンライン資格確認にとどまらずマイナポータルで様々な情報とひもづけされます。基本的な権利規定のないままのデータ収集が国民に不安を生んでいることに問題があることを指摘しておきます。真の国民健康の増進につなげるデジタル化にすべきものです。

しかし、今回の補正予算（第4号）はコロナ対策のブースター接種に関連する予算や、農業者に対するコロナ対策費、老朽危険家屋等解体補助金、コミュニティ助成事業助成金、障害児通所支援費など住民の命と生活を守る予算が多くを占めていますので、賛成を表明いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第48号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第48号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第49号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第49号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第49号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第50号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第50号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第50号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第51号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第51号について、委員長報告のとおり原案を可決することに

賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第51号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申出があります。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

次に日程第8、発議第9号、農業用水路埋め立てに関する調査特別委員会の設置を求める決議についてを議題といたします。

提出者である妹川議員に趣旨説明を求めます。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。発議第9号、農業用水路埋め立てに関する調査特別委員会の設置を求める決議について、芦屋町会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出させていただきました。

趣旨説明をする前に、特別委員会を設置するに至った理由と経緯を簡単に述べます。その際に一言述べることがありますので、紹介いたします。

今回の案件である農業用水路の隣接地権者は3人おられますが、当該者の1人である野田敦子さん御本人が傍聴に来ておられます。そして、今日この場においても実名を語って構わないとのこと。というのも、実名を出して語ることで野田さんの「真実を解明していただきたい。」という気持ちを訴えたいという心境を執行部や議員の皆さん、町民の皆さんに分かってほしいという願いがあり、私もそれを受け止めなければならないほど野田さんが強い意志を持っておられるからです。個人情報保護の観点から実名を控えるべきであるという意見があると思われませんが、野田さんの非常に強い意志を尊重して実名を語ることにします。

さて、今回の農業用水路埋立て案件は、本年4月1日に隣接地権者の野田さんが町政、つまり行政や政治に不案内であるがゆえに、不安と心配に駆られながら農業用水路の状況説明及び対策の相談に役場に赴いたことから表面化しました。野田さんは町の担当課長に、農業用水路を埋立てた施工業者名、及び用水路に隣接する地権者の残りの2人の名前をしっかりと伝えていました。4月6日に町は現場を訪れて初めて、町の発注工事でないにもかかわらず無断で埋め立てられていることを確認しています。町は6月23日、埋立て施工業者からの事情を聴取し、十数年前に

町有地内に幅90センチ、深さ1.8メートルの取水ます（マンホール）及び長さ約13メートル、深さ1.6メートルの農業用水路を町に無断で埋め立てたことを確認しています。

野田さんは、この埋立て工事は施工業者の「他の地権者の同意を得ている。」との説明を受け、町の公共工事と思い込み、口頭ではありますが同意をしたと語っています。先の9月議会での野田さんの議会議員へのお願い文の内容によれば、農業用水路やマンホールが無断で埋められていたことを町は確認したにもかかわらず、隣接地権者の野田さんに対して行政は寄り添う姿勢が見られず、それどころか理不尽な扱いをし続け、長きにわたって解決の糸口さえ示さず、泣き寝入りをさせるような態度を取り続けることに憤慨されていることがつづられています。公共財産である用水路や町有地の管理責任を十数年間放置してきた町に情報提供した野田さんに対する感謝の念どころか、中間報告もせず理不尽な態度を取り続けた姿勢に私は違和感を覚えました。

そこで、私は本年9月議会において、埋め立てられた農業用水路をテーマにして一般質問を行ったものです。その結果、町の答弁で公式に「町が発注したものではない。」、また、「事業者からは、町から受注したものでないことの確認を得た。」ことが明らかになりました。その後、町は埋立てた業者との協議で、町有地の原状復旧をすることを要請しています。現在、町は被害者野田さんと施工業者に、原状復旧の工事について話し合いをするよう求めています。

特別委員会の設置に関しては、隣接地権者野田さんからは「調査団等を立ち上げて真実を明らかにしてほしい。」、また、施工業者から「議会として精査の上、対処してほしい。」という申入れもあります。したがって芦屋町議会、私たち議員は町民の代表機関の立場からチェック機能を発揮し、客観性・透明性を持って本案件の本質を調査・検証し、信頼の回復を目指す責務があると考えます。よって、農業用水路埋め立てに関する調査特別委員会の設置を求める決議を提案したものです。

では、農業用水路埋め立てに関する調査特別委員会の設置を求める決議の趣旨を述べます。

14年前、芦屋町山鹿地区において町有財産である農業用水路の埋設工事が町に無断で行われていたことが、先の9月議会で明らかになりました。本案件は10月に行われた全員協議会でも取り上げられ、行政側は「原状復旧を求めていく。」との方針を示しましたが、本案件の問題点は、行政に管理責任があるにもかかわらず長年状況を把握せず放置されていたことにあります。

また、本案件により被害に遭った町民からの相談により埋設工事が露呈したにもかかわらず、行政が取るべき対応の不手際も問題でありました。本案件に限らず、多くの水路が現存する中で管理体制と責任の所在を明確にし、再発の未然防止策を講じる必要があります、そこから導き出される反省と教訓を土台とすることが必須であることは論をまちません。

以上の観点に立ち、下記のとおり町民の代表機関の立場からチェック機能を発揮し、客観性・透明性を持って本案件の本質を調査・検証し、有効な対応策並びに再発防止策を行政に提言する

ことを目的とした農業用水路埋め立てに関する調査特別委員会を設置し、町民の負託に応えるべきと考えます。

記

名称は、農業用水路埋め立てに関する調査特別委員会です。

設置の根拠は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条です。

委員数は12名、芦屋町議員全員です。

付議事件、町民から負託された重要な資産である町有財産の管理責任を明確にし、有効な対応策並びに再発防止策を行政に提言することについてです。

審査期間は調査終了までとします。

以上、農業用水路埋め立てに関する調査特別委員会の設置について提出するものです。

議員の皆様、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

以上で、妹川議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

日程第8、発議第9号についての質疑を許します。ありませんか。

ないようですから……（「議長」と呼ぶ者あり）妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

私は質疑が多数あるかと思ひまして、今、趣旨説明についてもですね、簡略な文章しか読んでおりません。ぜひですね、この問題については様々な意見等があるかと思ひます。（「議長」と呼ぶ者あり）それで、ぜひですね、発言していただきたいと思うんですが、いかがですか。（「動議です」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

いや、「横尾議員。」じゃない。動議。

○議長 辻本 一夫君

動議。動議の内容を言ってください。

○議員 11番 横尾 武志君

動議の内容はね、この特別委員会の提出者が質疑したり討論したりできるんですか。すぐ止めないけんのやないですか。

○議長 辻本 一夫君

そうですね。

では、もう今あなた趣旨説明終わりました。で、私が今言っているのは、「質疑を行います。」と言ってるので、質疑がないかを私は今聞いているわけです。（「それは駄目ですと言われれば、私……」と呼ぶ者あり）はい、駄目です。

質疑がある方、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですので、発議第9号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第8、発議第9号については特別委員会の設置を求める決議案でありますので、この際、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。

日程第8、発議第9号について討論を許します。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

1番、内海です。発議第9号、農業用水路埋め立てに関する調査特別委員会の設置を求める決議について、反対の立場で討論を行います。

まず、妹川議員が行われた9月定例会における農業用水路埋め立てに関する一般質問について、私の考えを述べさせていただきます。

当該地の水路については、現在、固定資産台帳の地目は用悪水路、一般的には農業用水路となっておりますが、水路に隣接していた農地については昭和46年に農地法第5条の転用許可申請が行われ、福岡県の許可を得て水田から宅地へと農地転用されております。その時点で、隣接する水田が利用していた農業用水路の機能は消滅していたものと考えます。なぜならば、現在まで水路を埋め立てたことに対して、水利権を有する農業者から農業委員会や民生文教常任委員会等に何ら問題が上がってきていないことから判断できます。ただ、雨水の排水路としては機能していたのではないかと考えられます。

埋め立てられた経緯については平成19年頃、事業者が隣接者の同意の下に、町に無許可で町有地の水路埋立てと工作物の設置を行っております。この問題に対しまして議会として、議長、副議長、民生文教・総務財政の両委員長と現地確認をいたしました。事業者と隣接者の主張が食い違い、埋め立てられた当時の状況を知ることはできませんでした。しかし、町有地が無許可で埋められたことは、町の管理責任が問われるものと考えます。

現地確認の折、隣接者に要望を確認したところ原状復旧を希望するということでしたので、議長よりその旨を担当課へ伝え、現在、埋立て事業者が原状復旧をすることで話が進んでいると聞いております。なお、全員協議会で「町の管理責任はあるものの、民と民の問題のため議会は関与しない。」という方針が決まっており、この事案について調査の必要はないと考えます。

また、決議書では再発防止の観点から町内の農業用水路の調査・検証のため特別委員会の設置を求められていますが、議員必携によれば特別委員会の設置を有する場合として、1点目、複雑で重要な事件で特別の構成による委員会で審査する必要がある場合。2点目、2つ以上の常任委員会の所管にわたり、1つの委員会に所属させることができない場合。3点目、常任委員会の所属が明確でない場合となっております。

以上のことから、この問題につきましては、1点目、現在、町有地の農業用水路が埋められたことについて、農業者から何ら問題提起がなされておらず重要な事件が発生しているとは考えにくく、何をどのように調査するのか不明確であること。2点目、農業用水路に関しては、農業に関する案件として民生文教常任委員会に属することであり、2つ以上の所管にわたっていると考えられないこと。3点目、民生文教常任委員会が所属することは明確であり、農業用水路について問題があれば、閉会中でも民生文教常任委員会で取り扱うことができること。

以上のことより、特別委員会設置の必要性はないと考え、特別委員会の設置を求める決議については反対といたします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

農業用水路埋め立てに関する調査特別委員会の設置を求める決議について、賛成の立場から討論いたします。

この事案の発端は14年程度前、山鹿地区において町有財産である農業用水路(用悪水路)の埋設工事が町に無断で行われ、さらに町有地に人工工作物の取水ますが設置されていたことが、長年状況を把握されず放置されていたことにあります。町は今回の事案について「十数年前に町への届けもなく行われたものであり町に瑕疵はないとしており、町が町有地の状況を把握できなかったという管理責任を除き、責任はない。」としています。

用悪水路は公の目的に供されている有体物の公の営造物である人工公物であり、事実上これを管理することになったときは管理責任を負うことになっています。さらに土地所有者の責任については民法717条で、「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。」(土地

工作物責任)と定めています。

町は管理責任と土地工作物責任があるわけです。瑕疵に関する判例では、土地の瑕疵の判例について「国や公共団体が予算不足だからといって、免責にはならない。」という判例や、「事故車が国道上に長時間にわたって放置され、道路の安全性を著しく欠如する状態にあったにもかかわらず、道路の安全性を保持するために必要な措置を全く講じなかった場合、道路の管理に瑕疵がある。」と認められる判例があります。役場全体に言えることは、構造改革による職員削減と非正規雇用による職員の転換による労働密度の強化が根底にあると考えます。「予算がなかった。」「知らなかった。」は瑕疵に値するものです。

なぜ14年間の間、町有地の埋立てと工作物の設置を把握することができなかったのか、その原因を明らかにし、再発を防止するため特別委員会を設置するべきものと考え、決議に賛成いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。私は反対の立場で討論いたします。

今回の決議について、特別委員会の設置はどうあるべきなのかという観点から述べさせていただきます。

特別委員会とは、常任委員会及び議会運営委員会のほかに特定事件を審査するために設置される委員会です。株式会社ぎょうせいの「地方議会運営事典」によりますと、特別委員会に付託することのできる事件については、自治法、標準委員会条例には具体的に何らの基準も定められていません。しかしながら、設置されるのは2個以上の常任委員会にまたがるものや、事件が重要であって1個の常任委員会の負担を超えるもの、自治法第100条の調査、議員の資格・懲罰等特殊な事件、あるいは議会として対策上必要とするものに多いようです。これは先ほど内海議員からも話がありました。

このことから、今回は農業用水路ということで民生文教常任委員会の所管で、2個以上の常任委員会にまたがるものには当たりません。また、調べましたそれ以外の運用例にも見当たりません。特別委員会は常任委員会の例外をなすものですから、真に必要な場合のみ設置するのが原則とされています。したがって、私はこの事件について調査特別委員会を立ち上げる理由が認められないと考えます。よって、この決議には反対いたします。

以上で、私の討論を終わります。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

5番、信国です。本案件につきましては事の発端はどうであれ、町有地の維持管理が長年にわたり未実施だったことが判明したことは紛れもない事実であり、ゆゆしき問題であると思います。このほかにも町が管理する町有地が300か所以上もあるとお聞きして、これら全てを定期的に維持管理することは大変なことだと推察できますが、貴重な町有財産を管理する責任が町にあることは明白であり、何らかの対策を講じることは当然であると思います。

また、町民からの相談に対しては、行政が真摯に耳を傾け速やかに対応することは大切な責務であり、途中経過を伝えることは町民の不安を取り除くためにも至極当然なことと思います。今回は、これらが不十分であったことに起因したのではないかと案じる次第であります。

よって、再発防止の観点から見ても、町民の負託に応え安全で安心な町を構築するためにも、管理体制について、いま一度調査・検討し盤石な体制を整える必要があるとの思いから、これらの趣旨を踏まえた上で賛成いたします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

7番、松岡です。私は、この決議案については反対という立場で討論させていただきます。

先ほどから、るる反対についての御意見がございました。1つはですね、やはりこの特別委員会の設置に関してですね、先ほど萩原議員から御指摘あったとおりでと思います。

基本的にですね、私たち議会人としては議会の運営に関してそういった基準また明確な条例、そういった規則をしっかり守る必要がありますので、決議についてはですね、ここで参考となる事例としてはですね、芦屋町につきましては特別委員会設置条例等は設けておりません。他自治体を見ますと八王子市、そういったところではですね、明確に、特別委員会を設置するときはそういった法令に基づいて設置されているのが現実かと思えます。

1つは、今お話がありましたように地方議会の運営の基準的なものは、今までの事例またそういった関係者からの助言等も含めながらですね、どうあるべきかというのは述べられてまして、特別委員会を簡単にですね、何でもかんでも設置すればいいものではないという御指摘がございます。基準としましては先ほどのとおりであります。2つの常任委員会にまたがる事例または委員会の負担が大きい場合、そういった御意見もございます。

今回につきましてはですね、再発防止というような御意見がありますけれども、この農業用水路につきましては当然ながら農業従事者の方が使われる水路でありますので、当然不具合があればそこで訴えもあるでしょう。そういった事案が生じましたらそこで調査すべきで、何も今のと

ころない中でですね、形跡もない中で調査委員会を立ち上げて調べる。簡単に言いますけども、やはりそこにマンパワーも伴いますし、必要な経費も要るわけですね。町民の皆様たちの血税を何に使うかという、私たちはそういうことも考えなければなりません。訴えもない中でですね、何を調査するか分からない。

ここで訴えが先ほどあったわけですが、これは基本的には特別委員会を設置するには至らないと私は判断いたします。そういう意味から反対いたします。

以上であります。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

私も、この特別委員会には反対の立場で一言。

先ほどからね、提出者の話を聞いとると手を替え品を替え、よくこれだけできるなど。この案件は先の全員協議会で話を皆さんとして、14年前は近所の人も仲がよくてこういうことをしたんでしょうが、今になって何か問題が出てきたんでしょう。これは民間の話であって、官・民との話ではないという結論も出ました。それから9月やったかね、一般質問をしたのは。一般質問には相当のばり雑言、一方的な、調査もせずの一般質問が出とる。これも議会広報で取り下げる、掲載しないということに。それをまた、こういう形で出してきとる。

私はね、今日の本会議で提出者は「9月の一般質問は行き過ぎた。自分の考えが間違っていた。」ということで謝罪でもするんかと思ったら、謝罪どころか火に油を注ぐような特別委員会の設置を申し出とる。それから提出者もですが、こういうことを議会で決めていったことをね、2人も賛成者が出てきて何か訳分からん賛成討論をしよる。まず提出者は「9月議会の一般質問は私の間違いやった。」と、「ごめんなさい。」とここで謝罪するのが筋じゃないか。それが、どういうわけかこういう決議になつとる。行政側はね、管理責任を問われるとかいろいろあつとりますが、そりゃ管理責任はあるやろうと思う。管理責任を問うんなら、14年前に何で芦屋町に「こういう工事をちょっとしていいか。」と、そういう届出もせずになあなあでやつとる。町にどうせえと。

それから、さっきからいろいろ特別委員会の設置については法律上いろんな話がありましたが、そういうことじゃなくしてね、何でもかんでも「チェック機関やから議員はやっていいんだ。」、そういうことじゃない。少しはね、芦屋町議会議員のね、資質を考えて、本人が胸に手を当てて考えたら分かるんじゃないか。笑われますよ、こんなことしよつたら。

ということで、言いたいことはたくさんありますけどね、この特別委員会は反対します。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、発議第9号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成少数であります。よって、発議第9号は原案を否決することに決定いたしました。

以上で採決を終わります。

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。議案第52号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

追加日程第1、議案第52号、令和3年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは、本日追加提案いたしております補正予算議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第52号の令和3年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億4,000万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、子育て世帯臨時特別給付金に係る国庫補助金を計上しております。歳出につきましては、子育て世帯臨時特別給付金を計上しています。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

追加日程第1、議案第52号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第52号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。追加日程第1、議案第52号については、民生文教委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時44分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

お諮りします。追加日程第1、議案第52号については民生文教委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員会委員長 松岡 泉君

先ほど民生文教常任委員会に付託された事件につきましては、審査の結果が決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第52号、満場一致、原案可決であります。

以上で報告を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で報告は終わりました。

ただいまから審査結果の報告について質疑を行います。

民生文教委員長に対する質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

追加日程第1、議案第52号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。追加日程第1、議案第52号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第52号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和3年第4回芦屋町議会定例会を閉会します。

長い期間の御審議、お疲れさまでした。

午前11時12分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員